

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1391号)

平成29年4月27日

横 情 審 答 申 第 1391号

平 成 29年 4 月 27日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年5月25日建建道第222号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建建道才1484、1563、1562、1575号記載文書中にある、特定個人が納得
されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議。」の非
開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建建道才1484、1563、1562、1575号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議。」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建建道才1484、1563、1562、1575号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年4月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件開示請求に係る文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例第9条の該当性について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1266号等では、条例第9条に基づく存否応答拒否の適用に当たっては、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解されている。
- (2) まず、本件開示請求が前記①の要件に該当するか否かについて説明する。

本件開示請求に係る文書に記載された4件の行政文書は、いずれも開示請求書の記載についての補正依頼書であり、これらの補正依頼書には、特定個人名及び特定個人が行ったと主張する行為が記されている。

本件開示請求は、特定個人を名指し、特定個人名が記された補正依頼書の開示を求めている。これに対して一部開示決定又は非開示決定を行えば本件開示請求に係る文書が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件開示請求に係る文書が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人

が補正の対象となる開示請求に関係しているという事実の有無が明らかになり、本件開示請求に係る文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、①の要件に該当する。

- (3) 次に、本件開示請求に係る情報が前記②の要件に該当するか否か、すなわち条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。

特定個人が当該開示請求に関係しているという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、②の要件に該当する。

- (4) なお、本件においては、本件審査請求文書の記載のほかに「建建道才1580号及び1581号(H28. 3. 31)記載の建建道才915号(H27. 10. 15)付文書原議一式。建建道才1086号(H27. 11. 27)付文書原議一式。」と開示請求書に記載がされ、審査請求人は当該部分について決定がなされていないとも主張している。しかし、当該部分については、本件における弁明書作成時点で補正の依頼を行っており、その結果を受けて別途決定を行う予定である。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件開示請求については、離席した為に開示が行われなかった未開示文書を請求したものであり、未開示文書原議の写しを請求する。
- (3) 本件開示請求文書は、裁判所及び実施機関の関係部署を通じて既に公にされている情報であり、即、開示が可能である上に、細やかに詳細を弁じ判りやすく請求している。
- (4) 本件開示請求のうち、「建建道才1580号及び1581号(H28. 3. 31)記載の建建道才915号(H27. 10. 15)付文書原議一式。建建道才1086号(H27. 11. 27)付文書原議一式。」については期間が大幅に経過しているにも関わらず開示がない。

5 審査会の判断

- (1) 行政文書の開示請求に係る事務について

ア 横浜市は、条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市が市政に関して説明す

る責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、附属機関の会議の公開や出資法人等の情報公開にも取り組むなど、情報公開の総合的な推進を図っている。

イ 実施機関は、請求のあった行政文書について原則として請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、条例第7条第2項各号に掲げる情報については、開示しないことができるとされている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、審査請求人からの意見書における記載から、特定個人を名指しし、特定個人が開示請求に関係しており、離席したために開示が行われなかったとする「未開示文書原議」と解される。

(3) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。そのため、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

したがって、存否応答拒否を行うには、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答

えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

イ 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

そこで、本件処分が前記(3)イ①及び②の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

ウ まず、本件開示請求に係る①の要件について検討する。

本件開示請求は、「建建道才1484、1563、1562、1575号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議。」という開示請求書の記載から、特定個人を名指しして行われたものであることが認められる。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件開示請求に係る文書が存在すること、すなわち特定個人が開示請求に関係しているという事実を明らかにすることとなる。また、不存在による非開示決定を行えば本件開示請求に係る文書が存在しないこと、すなわち特定個人が開示請求に関係していないという事実を明らかにすることになる。よって、①の要件に該当する。

エ 次に、本件開示請求に係る②の要件について検討する。

特定個人が開示請求に関係している、又は関係していないという情報は、個人に関する情報であって、特定個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。そのため、本件開示請求に係る情報について非開示として保護すべき利益があると考えられるため、②の要件に該当する。

オ したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

カ なお、本件開示請求は、一般の開示請求であるが、条例において定められた開示請求権は何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者が誰であるか等の個別的事情によって、当該行政情報の開示決定等の結論に影響を及ぼすも

のではない。

キ なお、本件審査請求文書のほかに開示請求書に記載した文書原議一式について処分がされていないとの審査請求人の主張について、審査会が実施機関に聴取したところ、審査請求日時点では開示請求書の記載内容について補正依頼中であり、また、聴取した時点では決定済みとのことであった。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月25日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・諮問の報告
平成28年6月23日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年6月23日 (第292回第一部会) 平成28年6月24日 (第295回第二部会)	・諮問の報告
平成29年1月30日 (第307回第二部会)	・審議
平成29年2月9日 (第308回第二部会)	・審議
平成29年2月24日 (第309回第二部会)	・審議
平成29年3月10日 (第310回第二部会)	・審議